

(別添1)

優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）について

1. 趣旨及び建設マスターの活用について

我が国の基幹産業である建設産業においては、今後、高齢化の進展及び若年労働力の減少により、将来の担い手不足が懸念されています。このような状況の中、優秀な人材を確保育成することが、良質な建設生産物を確実に国民に提供していくために必要となっています。

そこで国土交通省では、例年、優秀施工者国土交通大臣顕彰を実施しており、建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰しています。

顕彰者（建設マスター）は以下のような顕彰基準を満たし、卓越した技能・技術を有する熟練技能者であります。貴殿におかれましても、建設マスターを各種講演会、実技講習会等の講師等としてご活用いただき、建設マスター及び同顕彰制度のPRにご協力いただきたく存じます。

2. 顕彰の対象

建設現場において工事施工に直接従事している個人で、現役として活躍している建設技能者のうち、次の全て満たしている方

（顕彰基準）

- ①技能・技術が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③後進の指導育成に努めていること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

3. 選考方法

建設業者団体、都道府県又は地方整備局等から推薦を受けた方について、あらかじめ国土交通省職員等により事前審査を行った上で、優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会において審査・選考する。

4. 被顕彰者数の推移

| | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 第1回 (H4) | 第2回 (H5) | 第3回 (H6) | 第4回 (H7) | 第5回 (H8) | 第6回 (H9) | 第7回 (H10) | 第8回 (H11) | 第9回 (H12) | 第10回 (H13) |
| 222名 | 263名 | 273名 | 238名 | 269名 | 258名 | 293名 | 295名 | 303名 | 461名 |
| 第11回 (H14) | 第12回 (H15) | 第13回 (H16) | 第14回 (H17) | 第15回 (H18) | 第16回 (H19) | 第17回 (H20) | 第18回 (H21) | 第19回 (H22) | 第20回 (H23) |
| 501名 | 472名 | 463名 | 456名 | 436名 | 436名 | 412名 | 421名 | 411名 | 401名 |
| 第21回 (H24) | 第22回 (H25) | 第23回 (H26) | 第24回 (H27) | 第25回 (H28) | 第26回 (H29) | 第27回 (H30) | 第28回 (R01) | 第29回 (R02) | 第30回 (R03) |
| 362名 | 378名 | 389名 | 406名 | 415名 | 417名 | 422名 | 456名 | 455名 | 482名 |
| | | | | | | | | | 合計 |
| | | | | | | | | | 11,466名 |

*女性の受賞者（合計 55名）

（直近3年の実績）

第28回：土工、造園工、防水工、屋根工、建設機械運転工（各1名）

第29回：内装仕上工（3名）、大工、塗装工、建具工、電気工、舗装工（各1名）

第30回：造園工、土工（各2名）、内装仕上工（1名）

（参考）建設マスターについての各種情報については、国土交通省のホームページ

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000062.html)

で提供しておりますのでご活用下さい。

優秀施工者国土交通大臣顕彰要領

(目的)

- 第一 優れた建設現場従業者を広く顕彰することにより、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(顕彰の対象)

- 第二 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。
- 一 建設現場業務に直接従事している期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。）が20年以上の者
 - 二 建設現場業務に直接従事している年齢40歳以上65歳以下の者。ただし、35歳以上40歳未満及び66歳以上の者についても、相当の理由がある場合に限り、対象とする。
 - 三 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

(顕彰基準)

- 第三 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。
- 一 技術・技能が優秀である者
 - 二 技術開発・施工の合理化を図り顕著な成績を挙げている者かつ建設工事に相当の実績のある者
 - 三 後進の指導・育成に努めている者
 - 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
 - 五 他の建設現場従業者の模範である者

(顕彰の方法)

- 第四 顕彰は、国土交通大臣が顕彰を受ける者に対して顕彰状及び徽章を授与して行う。

(顕彰の実施)

- 第五 顕彰は、毎年一回行う。

(被顕彰者の決定)

- 第六 被顕彰候補者は、都道府県知事、建設業者団体の長及び地方整備局長等が推薦した者から優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会が選考する。
- 2 国土交通大臣は、前項により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。
 - 3 優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会については別に定めるところによる。

(欠格等)

- 第七 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以

下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象としない。

2 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。

3 既に叙勲、褒章又は国土交通大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰は行わない。

(その他)

第八 この要領に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項については、不動産・建設経済局長が定める。

附 則

この要領は、平成4年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(別記1)

候補者の推薦に当たってのご注意 (建設マスター)

1 顕彰の対象となる者について

次の(1)から(4)の要件のうち1つでも満たしていない候補者は、本顕彰の対象となりませんので、候補者の選定にあたって十分ご注意ください。

(1) 建設現場業務に直接従事している期間(産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた経験のある者については、当該休業をした期間を含む。)が20年以上の者

- ・基準日:令和4年(2022年)10月1日時点
- ・1年に満たない端数月は切り捨てる。
(したがって、少なくとも平成14年10月1日以前から建設現場業務に直接従事していた者であることが必要です。)

(注) 1. 「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいいます。

2. 「直接工事施工」とは、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事することをいいます。

技術者等としての経験が大半であり直接工事施工の経験が全くない者又は研修・実習等に基づくごくわずかな直接工事施工の経験しか有しない者等直接工事施工における卓越した優秀な技能を保有していることを確認できない者は顕彰の対象外となります。

(顕彰の対象外となる者の例)

- ・就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することもなくもっぱら技術者等(現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等)として施工管理業務のみ(工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等)や設計業務のみに従事していると認められる者

(注2) 建設現場業務に直接従事した経験のある者が、産前産後休業、育児休業又は介護休業をした場合は、当該産前産後休業期間、育児休業期間、

介護休業期間を現場業務従事期間に含めて算出してください。
なお、産前産後休業、育児休業、介護休業をした期間を現場業務従事期間に含めるためには、雇用主の証明（様式自由）が必要です。

- ・「産前産後休業」とは、産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間の休業（労働基準法第65条第1項）
- ・「育児休業」とは、労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）第2条第1号）
- ・「介護休業」とは、労働者がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業（育児・介護休業法第2条第2号）

(2) 建設現場業務に直接従事している年齢40歳以上65歳以下の者。ただし、35歳以上40歳未満及び66歳以上の者についても、相当の理由がある場合に限り、対象とする。

- ・基準日：令和4年（2022年）10月1日時点（満年齢）

| | | | |
|---------------------|------------|---|------------|
| 年齢40歳以上65歳以下の者の生年月日 | | | |
| 自 | 昭和31年10月2日 | 至 | 昭和57年10月1日 |
| 年齢35歳以上40歳未満の生年月日 | | | |
| 自 | 昭和57年10月2日 | 至 | 昭和62年10月1日 |

- ・35歳以上40歳未満及び66歳以上の者については、技術・技能が特に顕著である等相当の理由がある場合に限り対象となります。また、66歳以上の者について、推薦数は原則1名が限度です。
- ・基準日において現役に技能者として活躍されている方が対象であり、令和4年（2022年）10月1日までに退職見込みの方は、顕彰の対象となりません。特に、定年が近づいている方などについては注意してください。本顕彰制度の趣旨に鑑み建設マスター受賞後も引き続き業務に従事される方が対象となります。
なお、現場業務に直接従事している現役の技能者であれば、経営者等の役職につかれていても構いません。

(3) 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

・ 基準日：様式－6の「無事故証明書」作成時点

（基準日までの自己の責任に関する事故が発生していない連続した期間。1年に満たない端数月は切り捨てることとします。なお、「無事故証明書」の作成後、令和4年（2022年）10月1日までの期間に自己の責任に関する事故が発生した場合、建設マスター事務局へ報告いただきますようお願いいたします。）

(4) 次のすべての要件を充たす者（①～⑤全て裏付け資料を添付）

- ①技能・技術が優秀であること
- ②技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、かつ建設工事に相当の実績のあること
- ③後進の指導・育成に努めていること
- ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業員の模範たりうること

※ 上記要件の一つでも欠ける場合（裏付け無し）は対象外となります。
上記の具体的な内容・裏付け資料については、別記2（提出書類作成要領）をご参照ください。

2. 欠格事項について

(1) 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象となりません。

・ 推薦に当たっては刑罰等確認書（様式－6）を提出して頂いております。
刑罰等確認書で対象となる「刑罰」とは、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料等の刑事処分であり、反則金等の行政処分はこれに含みません。

※ 反則金：「交通反則告知書」（青キップ）により告知を受け、告知の際、渡された「納付書・領収証書」により金融機関で納付。これに対し、欠格事項となる道路交通法違反の罰金の場合は裁判所からの略式命令等で検察庁で納付。

(2) 既に叙勲、褒賞、国土交通大臣表彰等を授与された者については、推薦は差し控えてください。

・ 推薦者の如何を問わず、過去に叙勲、褒賞、国土交通大臣（建設大臣）表彰を受けられた方の推薦は差し控えてください。

3. その他候補者の選定について

- ・候補者の選定にあたっては、技能労働者を対象として貴団体独自に実施する優秀施工者表彰制度により表彰を受けた者の中から選定する等、貴団体で独自に策定した選考基準に基づく審査や審査委員会による審査などにより、十分な審査を行っていただくようお願いします。
- ・本顕彰の趣旨を踏まえ、建設キャリアアップシステムに登録されている技能労働者を積極的に推薦いただくことが望ましいと考えており、選定に当たっては、ご配慮いただきますようお願い致します。
- ・本制度の一層の周知を図る観点から、単一の年度においては、同一企業から重複して候補者を推薦することはできる限り避けてください。
- ・これまでに団体役員（全国レベル）の経験がある者、現在団体役員（全国レベル）である者についても、推薦は差し控えてください。

4. 提出期限 令和4年（2022年）2月25日（金）までにご提出ください。
（締切厳守）

5. 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は、被顕彰者の審査及び顕彰以外の目的には使用しません。ただし、被顕彰者につきましては、顕彰のため原則として、氏名、性別、年齢、居住地（都道府県名・市町村名）、職種、所属会社名及び所属会社の本社所在地（都道府県名・市町村名）を公表いたします。

また、建設マスターの活躍の場がさらに広がっていくことを期待して、上記の情報の一部に加えて顔写真、技能功績の概要は、行政等の広報誌、ホームページ等への掲載、業界紙への提供等をする場合があります。つきましては、推薦者はあらかじめ候補者にその旨の同意を得てください。

6. 作文の募集について

候補者自身のお子さん等（未成年者に限る）を対象に、「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さんの仕事」というテーマで、以下の要領に基づき作文を募集します。これは、建設技能者を日頃から身近で見ている建設技能者のお子さん等に、建設技能者の仕事について、誇りに思うこと、感じていることを作文にしてもらうことで、建設技能者の仕事の価値を再認識し、建設技能者に対する評価を高めることを目的とするものです。

作文の応募は任意とし、この作文は被顕彰者選考の判断材料とはしません。

応募された作文につきましては、国土交通省ホームページに掲載するとともに、顕彰式当日にパンフレット形式で配布し、代表となるものについて、その内容を紹介させていただきます。

(1) 応募資格

候補者のお子さん・お孫さん・甥御さん・姪御さん（未成年者（令和4年10月1日現在）に限る）

(2) テーマ

「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さん（おじいさん・おばあさん、おじさん・おばさん）の仕事」

（候補者の仕事に関する作文であれば、題名は自由です）

例えば、

- ・建設技能者として働く候補者を誇りに思ったこと
- ・家庭で建設技能者という仕事について見聞きして感じたこと
- ・建設技能者という仕事について思っていること、感じていること など

(3) 文字数

400字詰め原稿用紙1～3枚程度（400字～1,200字程度）

手書きの場合は、鉛筆（HB以上）またはボールペンで記入してください。

電子データで作成しての応募も可能です。その場合、様式7-2に入力したものを送ってください。

作文には、本文の前に、題名、氏名（ふりがな）を記入してください。

(4) 応募点数

1人1編（1人の候補者について複数の応募資格者がいる場合は、複数応募していただいても構いません）

(5) 応募方法

作文と応募用紙（様式7）を綴り、応募してください。（紙の場合クリップ留め）

候補者の推薦書類とあわせて上記の推薦書類の提出先に応募していただくか、令和4年（2022年）3月16日（水）までに推薦団体を通じて上記の推薦書類の提出先に応募してください。

(6) その他

応募された作文はお返しできませんので、ご了承ください。

応募された作文につきましては、顕彰式当日に内容を紹介する機会があるほか、顕彰制度・被顕彰者の広報活動に利用する場合がありますので、その点をご理解の上ご応募ください。

<応募先及び照会先> 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課内
建設マスター事務局
電話 03-5253-8282 (直通)
E-mail wakahoi-h2yj@mlit.go.jp
担当 若穂 囀 (内線24844)

(別記 2)

提出書類作成要領

次の書類を下記提出先まで提出してください。

- (1) 推薦書(様式-1)
 - (2) 優秀施工者国土交通大臣顕彰審査表(様式-2)
 - (3) 推薦基準調書(様式-3)
 - ・ 推薦基準調書添付書類一覧(様式3-2)
 - ・ 工事経歴書(様式3-3)
 - ・ 推薦基準調書添付書類
(資格の証明書、表彰状、作品写真、新聞記事、団体会報等、基準調書の内容を証明するもの)
 - (4) 会社概要調書(様式-4)
 - (5) 組織図(様式-5)
 - (6) 無事故証明書及び刑罰等確認書(様式-6)
 - (7) 本人確認書類(1部)
 - (8) 建設キャリアアップカードの写し(任意)
 - (9) 写真(様式-2に写真データ又は印刷された写真を貼付)
候補者本人、カラー、上半身、正面、脱帽、縦横 5.0 cm の正方形の証明写真(普通紙等にプリントアウトしたものは貼付不可)
 - (10) 推薦書類チェックシート
- 提出する書類は下記の体裁としてください。
- ・ すべて A 4 判(台紙に貼る、縮小する等を行い A 4 判に収めてください)
 - ・ 様式-1 は推薦団体毎につき正 1 部
 - ・ 様式-2~6、本人確認書類は PDF での提出(1 候補者ごとに 1 つのファイルにまとめたもの。メール、CD-R 等によるファイル送付)又は 1 候補者ごとにクリップ留めでまとめた紙提出といたします。
 - ・ 書類を綴じ込むため、用紙の左端から 1.5 cm は空白にしてください。
 - ・ 紙提出の場合、資料にインデックスをつけるのはご遠慮ください。
- 候補者全員分の優秀施工者国土交通大臣顕彰審査表(様式-2)の Excel ファイルを建設マスター事務局メールアドレスに送付してください。

<提出先及び照会先>

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課内
建設マスター事務局
電話 03-5253-8111 (代表)
E-mail wakahoi-h2yj@mlit.go.jp
担当 若穂 園 (内線 24844)

1 推薦書（様式－1）

- 1 推薦団体につき正1部を作成してください。なお、押印は不要です。
複数の候補者を推薦する場合には、複数の候補者の氏名をすべて連記してください。

2 優秀施工者国土交通大臣顕彰審査表（様式－2）

(1) 1 候補者につき正1部を作成してください。

(2) 「0. 推薦団体名」

① 推薦団体名

国土交通省から推薦依頼を受けた推薦者が都道府県知事である場合には当該都道府県名、建設業者団体の代表者である場合には当該団体名、地方整備局長等である場合には、当該地方整備局名等をそれぞれ記入してください。

② 推薦団体担当者

- 推薦団体に所属する職員1名の氏名を記入してください。
- 電話番号はできるだけ直通番号を記入してください。
- 内容について照会した場合に連絡がとれる E-mail アドレス を記入してください。

(3) 「1. 候補者に関する事項」

① 氏名 候補者の氏名を明確に記入してください。なお、顕彰状の氏名は原則として本人確認書類の字体を楷書体で記載します。

※ 日常使用している漢字が本人確認書類の字体と異なる場合などは、候補者の希望する漢字で差し支えありませんので、希望する漢字が分かるように該当箇所を赤字でご記入ください。赤字で記入されていない場合は、本人確認書類と異なる字体が記入されている場合でも、本人確認書類の字体を使用いたします。

② 年齢 令和4年（2022年）10月1日時点の満年齢が記入されます。

③ 主たる担当職種

・別紙「技能職種名称一覧」左側の太枠内の「職種名」の欄から最もよく当てはまるものを1つ選び、選択してください。

(注) この職種名は、建設マスターを将来にわたり区分するものとなりますので、候補者の所属会社等と十分相談の上、選択してください。

④ 最終学歴

- ・職業訓練校又は専門学校等である場合には、当該最終学歴の直前の学歴も併せて記入してください。
- ・中退の場合は、直前の学歴も合わせて記入してください。
- ・最終学歴が高等学校、職業訓練校、専門学校の場合は学科まで、大学・短期大学の場合は学部・学科まで記入してください。また、同一の学校において2つの学科を修了している場合は建設業に関係の深い学科を最終学歴として記入してください。

⑤職歴

- ・「在職期間」とは、在職時期の欄に記入した「自」（始期）から「至」（終期）までの期間であり、現場業務従事期間と、事務・営業等現場業務以外の業務に従事していた期間との合計の期間をいいます。
- ・「現場業務従事期間」とは、在職期間のうち、工事施工期間と、職長等として現場施工管理を行った期間との合計の期間をいいます。
- ・「工事施工期間」とは、現場業務従事期間のうち現場施工管理期間を除き、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事した期間をいいます。
- ・職歴の会社・職名の欄には、会社での職名を単位として記入してください。
- ・現職については令和4年（2022年）10月1日をもって終期としてください。
- ・在職期間、現場業務従事期間及び工事施工期間は、1ヵ月に満たない端数日は切り捨ててください。

(4) 「2. 所属会社に関する事項」

※個人事業主の場合、名称欄に屋号等を記載してください。

①本社所在地

候補者所属会社本社の所在地を記入してください。

②業種

確定した直近の決算で完成工事高が最も多かった建設業法上の許可業種（29業種のうちの1業種名）を記入してください。

③候補者所属部署

- ・部署名：候補者が所属する部署を課名程度（個人事業主以外は必ず記入）
- ・住所、TEL：本社と異なる場合のみ記入してください。

④加入団体

候補者の所属する会社が会員となっている建設業者団体をすべて記入してください。

3 **推薦基準調書（様式-3）**

(1) 1 候補者につき正1部を作成してください。

(2) 様式3の1から5の推薦基準すべてを満たす者を顕彰の対象者としていますので、これらの要件を充足していることを具体的、詳細に記入し、記載事項の裏付けとなる資料を添付してください。その際、例えば図面のみを大量に添付するといった過度な資料提出は必要ありませんが、資料がない場合には顕彰の対象外となりますのでご注意ください（ただし、資料がないことについてやむを得ない事情がある場合については別途ご相談ください）。

①技術・技能が優秀であること

- ・候補者の職務内容、役割等を示した上で、その技能・技術の水準、特徴、他の技能者と比較して特に優れていること等を具体的に説明してください。

- ・技能・技術が優秀であることを示す資料として、取得資格・免許、競技大会での入賞歴等を様式3-2の一覧に記入し、対応する各種合格証書、表彰状等の写しを添付書類として資料番号を付してください。
- ・様式3-2の一覧に記載する以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。

- (資料例)
- ・登録基幹技能者の講習修了証
 - ・技能検定の合格証書
 - ・技能資格、技術検定の合格証書
 - ・技能五輪、技能グランプリ全国大会等技能競技大会における表彰状

(注) ・本顕彰の趣旨にかんがみ、技能が優秀であることを示す資料が1つ以上必要です(例えば、技能を証明する資格や技能に関する表彰歴等がなく、かつ、保有資格が技術資格のみの方は対象外となります。)

(技能を証明する資格等の例)

- ・技能五輪、技能グランプリ全国大会等技能競技大会における表彰
- ・登録基幹技能者
- ・技能資格 (技能講習を受けて取得できるもの)
- ・技能検定

※実技試験がある等技能の証明になりうるもの

②技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていることかつ建設工事に相当の実績があること

i) 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること

- ・建設機械・設備等の発明・改良
- ・新工法の発案・導入や工法の改善
- ・工期の短縮・工程ロスの削減等工程管理の改善
- ・施工手順や施工方法の提案による作業上の創意工夫
- ・工具の改良等作業上の創意工夫

等に努めていること、その具体的な内容、効果並びにこれに対する候補者の関与の程度を記入してください。

また、これらを具体的に説明する資料を添付して、資料及び関係資料欄に資料番号を記入してください。その際、専門用語にはできるだけ注釈を入れるようお願いいたします。

- (資料例)
- ・手順書、提案書、図面、写真等で具体的にどこをどのように改良したのかが分かるような説明のあるもの
 - ・改良工法の社報、団体報等における発表文
 - ・QCサークル大会での発表資料及び表彰状(個人名)等
 - ・新工法開発に関する新聞記事、団体会報記事等

特に、これらの改善が特許、実用新案として登録されている場合や、QCサークル大会で入賞している場合等は、その旨明記し、証明資料を添付してください。

ii) 建設工事に相当の実績があること

特に大規模な工事、著名な工事、工法等の難度の高い工事、公共性の高い工事等がある場合や、職長会等の実績等について記入してくだ

さい。

また、様式3-3に、代表的な工事経歴を記入してください。

その際、発注者等から個別工事に対して表彰を受けている場合はその旨備考欄に記載し、表彰状等証明書類を添付してください（個人名の表彰については様式3-2表彰等一覧にも記載）。

また、施工した物件が、国宝、重要文化財等に指定されていることが分かっている場合はその旨を備考欄に記述してください。

③後進の指導・育成に努めていること

- ・ 工事現場におけるOJT（職場内訓練）はもちろんのこと、後進の資格取得を指導・支援していること、職業訓練指導員として訓練校等の講師、工業高校の非常勤講師、団体等の講習会等における講師等を積極的に行っていること等候補者が後進の指導・育成に努めていることについて記入してください。
- ・ 様式3-2の「資格・免許等一覧」に指導・育成に関する資格、「指導経験一覧」に講師等の実績、「表彰等一覧」に指導・育成に関する表彰等を記入し、添付書類として関連する各種合格証書、委嘱状、表彰状等の写しに資料番号を付してください。
- ・ 様式3-2の一覧以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。

（資料例）・職業訓練指導員免許証（委託書、委嘱状）

- ・ 技能検定（補佐）員の委嘱状
- ・ 団体等の指導員証、講師依頼状
- ・ 指導・育成の功績に対する表彰状（個人名）等
- ・ 作業手順書
- ・ OJTの写真（何を行っているのか記載してください。）

④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること

- ・ 無事故期間（候補者本人の責任に関わる事故を起こしていない期間）を記入してください。
- ・ なお、無事故期間は様式-6「無事故証明書」の期間となります。転職した場合等、前に所属していた会社の証明書がとれない場合は、審査上では、無事故証明書で証明されている期間だけを無事故期間として認定しますのでご了承ください。ただし、所属団体の長等の無事故証明があれば、その期間を無事故期間として認定いたします。
- ・ 候補者が安全衛生の向上に貢献されている具体的な内容等を示してください。
- ・ 様式3-2の「資格・免許等一覧」安全衛生管理に関する資格、「表彰等一覧」に安全衛生に関する表彰等を記入し、各種合格証書、表彰状等の写しを添付書類として資料番号を付してください。
- ・ 様式3-2の一覧以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。

（資料例）・安全優良職長頭彰受賞（厚生労働省）

- ・ 職長教育修了証
- ・ 安全衛生管理者・推進者等講習修了証
- ・ 労働基準協会等からの表彰状（個人名）等
- ・ 団体、元請企業、発注者（施主）からの安全に関する表彰状（個人名）

⑤他の建設現場従業者の模範であること

- ・優秀施工者表彰、優良従業員表彰（永年勤続表彰）等の受賞や、若年労働者の確保のための活動等候補者が現場従業者の模範となっていることについて示してください（ボランティアや地域貢献など業務関連以外にも含めます。）。また、建設ジュニアマスターを受彰されている場合も記入してください。

【推薦根拠・添付資料】

- ・様式3-2の「表彰等一覧」に関連する表彰等を記入し、各種表彰状等の写しを添付書類として資料番号を付してください。
- ・様式3-2の一覧以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。

- （資料例）
- ・優秀施工者知事表彰状（個人名）
 - ・商工会議所会頭の表彰状（個人名）
 - ・団体等からの優良従業員表彰状等
 - ・永年勤続表彰、模範労働者表彰、優秀施工者表彰
 - ・警察署長の表彰状
 - ・消防協会の表彰状
 - ・交通安全協会の表彰状
 - ・国体実行委員会等の感謝状等
 - ・ボランティア活動の記事や名簿等
 - ・建設ジュニアマスター顕彰状（個人名）

4 会社概要調書（様式-4）

- (1) 1候補者につき正1部を作成してください。（候補者が個人事業者である場合には省略可）
- (2) 営業種目については、建設業法上の許可業種（29業種区分）のうち、確定した直近の決算における完成工事高の多い順に上位3業種まで記入してください。（営業種目の1位は、様式-2の「2. 所属会社に関する事項」の「業種」と同じ業種になります。）
- (3) 法人格の変更、合併又は一部門の別法人化、社名変更等があった場合には、備考欄にその内容を記入してください。

5 組織図（様式-5）

- 1候補者につき正1部を作成してください。（別添記入例参照）
 - i. 候補者が従業員等の場合
候補者の所属会社について作成してください。
所属会社における候補者の所属する位置、部下の人数（部下がない場合は「部下なし」と記入）を必ず明示してください。
 - ii. 候補者が個人事業者の場合
取引上最も緊密な元請企業を協力会社として、候補者たる個人事業者との業務上及び施工上の接点を明確に示してください。候補者の所属する位置、部下の人数（部下がない場合は「部下なし」と記入）を必ず明示してください。

6 無事故証明書及び刑罰等確認書（様式-6）

1 候補者につき正1部を作成してください。なお、押印は不要です。

○無事故証明書

(1) 候補者の所属会社の長等候補者が自己の責任による事故を起こしていないことを把握できる者が証明者となってください。

候補者が個人事業者の場合は、証明者は、取引上最も緊密な元請会社又は建設業者団体としてください。

(2) 無事故期間は、証明者が証明できる期間について記入してください。

候補者が転職等によりこれまでに複数の建設会社に所属したことがある場合は、候補者が現在所属している会社だけでなく、過去に所属していた会社や建設業者団体を証明者とする無事故証明書も合わせて提出しても差し支えありません。

(注) 無事故期間とは、自己の責任に関する事故が発生していない連続した期間で、無事故証明書の作成時点までの期間とします(無事故証明書の期間)。転職した場合等、前に所属していた会社の証明書がとれない場合は、審査上では、無事故証明書で証明されている期間だけを無事故期間として認定しますのでご了承ください。ただし、所属団体の長等の無事故証明があれば、その期間を無事故期間として認定いたします。

○刑罰等確認書

確認者は必ず最終推薦者(都道府県知事、建設業者団体の代表者、地方整備局長等)にしてください。

刑罰等の有無は推薦者が出来る限りの事実関係を調査し、責任を持って確認してください。

※道路交通法上の行政処分(青キップの反則金を金融機関で納付した場合等)は刑罰等には含まれません。

※所定の年数が経過しており、欠格事項には当たらない刑罰等についても、刑罰「有」として記載してください。その場合は、欠格事項に当たらない理由を付記してください(別紙可)。

7 本人確認書類

候補者本人の本人確認書類(住民票、運転免許証又はマイナンバーカード(表面)のいずれか)のコピー1部を添付してください。住民票の場合、世帯全員を記入したものである必要はありません。

また、紙提出の場合、住民票がA4判でないときは、用紙に貼り付けるなど、A4判として提出してください。

8 写真

様式2に貼り付ける写真は、電子データで貼り付ける場合を除き、写真裏面に候補者の氏名(表面に響かないように)を記入してください。

また、スナップ写真を切り抜いたもの等、証明写真と認められないもの

は避けてください。

技 能 職 種 名 称 一 覧

職種名から1つ選択してください

| 職 種 名 | 左の職種に含まれるものの例(参考) |
|--------------------|--|
| 躯体工事業関連 | |
| 大工 | 建築大工(木造)、型枠大工、宮大工、フレーマ、その他(墨だし、造作) |
| とび工 | 足場とび工、くい打ち工、鉄筋とび工、建築とび工、その他(山留め工、仮設工) |
| 土工 | 掘削工、土止め工、ずい道掘削工、コンクリート打設工 |
| コンクリート工 | コンクリート圧送工、その他(試験工、補修工、特殊、PS工、PS取付工) |
| 鋼構造物工 | 鉄構工(組立工、スタッド工)、溶接工(アーク、ガス)、軽鉄工、金物工、鋳工 |
| 鉄筋工 | 鉄筋ガス圧接工 |
| 仕上工事業関連 | |
| 左官工 | モルタル練り工、土間押工、研磨工、ボード張り工、吹付工 |
| 石工 | 現テラ工、補石工、はつり仕上工、目地工、石積工 |
| 屋根工 | かわらぶき工、金属屋根ふき工、スレート工 |
| タイル工 | 目地工、タイルクリーニング工、タイル選別工 |
| レンガ工 | 耐火レンガ工、目地工、 |
| ブロック工 | 建築ブロック工、タイルブロック工、特殊ブロック工 |
| 板金工 | 建築板金工(板金ダクト工)、板金屋根ふき工、とい工、鋳工 |
| ガラス工 | ガスケツ工、ガラスブロック工、合成樹脂工 |
| 塗装工 | 建築塗装工、橋梁塗装工、路面標示工、その他(金属、木工、吹付) |
| 防水工 | |
| 内装仕上工 | カーペット工、表装工、壁装工、床張り工、縫製工、家具工、ユニット工、インテリア工 |
| 建具工 | サッシ工、シャッター工、カーテンウォール取付工、鋼製建具工、木製建具、襖工 |
| 法面工 | 芝種子吹付工、コンクリート吹付工、モルタル吹付工、植生工、土羽打工 |
| 道路標識設置工 | |
| 畳工 | |
| A L C工 | A L C板取付工、P C工、P C板取付工 |
| 広告物設置工 | |
| 設備工事業関連 | |
| 電気工 | 配線工、送電工 |
| 配管工 | 空調配管工、衛生配管工、防災配管工、ガス配管工、ダクト工 |
| 機械器具設置工 | 設備機械工、昇降機技能工、計装工 |
| 熱絶縁工 | 保温工、耐火被覆工 |
| さく井工 | |
| 電気通信工 | |
| 水道施設工 | |
| 消防施設工 | |
| 基礎・その他工事業関連 | |
| ウェルポイント工 | |
| アンカー工 | P Cアンカー工 |
| ボーリング工 | |
| 注入工 | グラウト工、薬液注入工 |
| 舗装工 | アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、ブロック舗装工、道路改良工 |
| しゅんせつ工 | グラブ式浚渫機械運転工、ポンプ式浚渫機械運転工、ディッパー式浚渫機械運転工 |
| 造園工 | 植栽工、地被工、景石工、地ごしらえ工、公園設備工、水景工、芝張り工、造園修景工 |
| 清掃施設工 | |
| トンネル工 | トンネル支保工組立工、坑内土工 |
| シールド工 | 裏込め注入工 |
| 潜函工 | 鱗装工 |
| 潜水土 | |
| 軌道工 | 保線工 |
| 建設機械運転工 | 機械土工、クレーン運転工、建設機械運転工(海上工事) |
| 推進工 | |
| 解体工 | 木造建築物解体工、コンクリート工作物解体工 |
| はつり工 | |
| 切断穿孔工 | |
| 橋梁特殊工 | |
| 粗朶沈床工 | |
| ひき家工 | |

候補者ごとにチェックし、推薦書類とともに送付してください。

★原則全員にチェックが入るもの

建設マスター候補者氏名

チェック欄

年齢は40歳(特に優れた者の場合は35歳)以上65歳以下か。(39歳以下又は66歳以上の場合は、特段の理由を記した申立書を提出)

建設現場業務従事年数が20年以上か(平成14年10月1日以前から建設現場業務に従事しているか)。

自己責任に係る事故のない期間が3年以上か。

建設現場で直接工事施工、又は職長等として現場作業を直接指揮しているか。(設計・施工管理のみでないか)

現在も現役の技能者で、令和4年(2022年)10月1日時点でも現役の予定か。

チェック欄

【候補者が法人の従業員等の場合】様式1～6、本人確認書類コピーのすべてがあるか。

【候補者が個人事業者の場合】様式1～3-3、5～6、本人確認書類コピーのすべてがあるか。

様式1 国土交通大臣あてになっているか。日付は入っているか。

様式2 【候補者氏名】顕彰状に本人確認書類と異なる漢字記載を希望する場合、赤字にしているか。

【候補者氏名】ふりがながふられているか。

【候補者住所】本人確認書類と一致しているか。

【主たる担当職種】技能職種名称一覧の「職種名」から1つ選択がされているか。

【所属会社に関する事項：業種】建設業法上の許可業種から1業種が選択されているか。

【所属会社に関する事項：部署】個人事業主以外は記入がされているか。

【最終学歴欄】学科名まで記入がされているか。

【職歴】現場業務従事期間、工事施工期間が記入がされているか。

推薦根拠欄にあげられた以下の証明書類についてチェックしてください。

基準1 技能を証明する資格や技能に関する表彰歴があるか(様式3-2)

基準2 ① 具体的な改善内容について、下記a～cのいずれか1つ以上が添付されているか。

a. 手順書、提案書

b. 図面、写真(説明が加えられたもの)

c. その他

特許・実用新案等に登録されている場合、証明資料が添付されているか。

QCサークルで入賞している場合、発表資料、賞状等が添付されているか。

② 団体等からの個別施工に関する表彰をうけている場合、賞状等が添付されているか。

基準3 後進の指導育成について下記a～dで1つ以上のチェックが入っているか。

a. 指導員、検定委員等の資格・実績がある場合、免許書、依頼状等の添付があるか。(様式3-2)

b. 指導・育成の功績に対し表彰等されている場合、賞状等が添付されているか。(様式3-2)

aまたはbがない場合 c. OJTの写真添付と、推薦事由にOJTの内容等が記入がされているか。

d. その他後進の育成について証明する資料が添付されているか。

基準4 顕彰や講習等の終了について、賞状、修了証等があるか。(様式3-2)

基準5 他の建設現場従事者の模範となることについて、賞状等推薦根拠を証明する資料があるか。(様式3-2)

様式3-2 様式3-2一覧にある資格、表彰、指導経験について、証明の書類は添付されているか。

【建設ジュニアマスター被顕彰者の場合】表彰等一覧(C)に記載しているか。

様式4 【営業種目】第1位が様式2の「業種」と一致しているか。

【営業種目】第1位～第3位は建設業法上の許可業種から記入がされているか。

様式5 下記のA又はBのどちらかと、Cにチェックがあるか。

A 【候補者が従業員等】様式2の【企業名】【所属部署】と一致しているか。

B 【候補者が従業員でない場合】元請企業との業務上の接点が表示されているか。

C 候補者の氏名、部下の人数(または「部下なし」)が表示されているか。

様式6 【無事故証明書】証明者(所属企業等、所属団体)の記名があるか。

【無事故証明書】様式3「4 安全・衛生」の無事故期間と一致しているか。

【刑罰等確認書】推薦者(国土交通省から推薦依頼を受けた者)の記名があるか。

本人確認書類 住民票・運転免許証・マイナンバーカード(表面)のうちいずれかのコピーを添付しているか。

| | |
|----------------|--|
| 推薦者(団体名)／点検者氏名 | |
| 所属部署／連絡先 | |